議案第31号

債権の放棄について(福祉局関係)

次のとおり債権を放棄する。

1 債 務 者 3の表に掲げる生活保護に係る債権39件に係る各債務者

2 債権の内容 3の表の債権の内容欄に掲げる債権

3 放棄する債権の額 下記の表の債権の額欄に掲げる金額の合計金22,430,184円及 びこれらに対する遅延損害金並びに支払済みの返還金等に 係る遅延損害金

	債権の内容	件数	債権の額
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条	23件	金16, 693, 802円
	の規定に基づく返還金に係る債権		
2	生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴	11件	金5, 210, 239円
	収金に係る債権		
3	生活保護法第25条第2項の規定に基づく保	5件	金526, 143円
	護の変更の決定又は同法第26条の規定に基		
	づく保護の廃止の決定に伴い過払となった		
	保護費の返還に係る債権		

4 放棄の理由 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることがで きる見込みがないため

令和5年2月9日提出

大阪市長 松井 一郎

説明

債務者らに対する生活保護に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第であ

る。